

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成24年9月28日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 4 年 9 月 2 8 日		開 会
		午後 2 時 3 0 分
		閉 会
		午後 3 時 0 6 分
出席者	委 員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕 一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明
	議 員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 臼 井 貴 彦
欠席者	な し	
説明 の た め の 出 席 者	な し	
事務局 職 員	佐藤議会事務局長 河本議事課長 小宮同課担当課長 竹下同課主査 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

協議事項	1 2 月定例会の招集予定について その他 （１）行政視察について
傍聴者	なし
署名	委員長 沼 倉 孝 太

午後２時３０分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は１０名で定足数に達している。

初めに、議長から発言を求められているので願います。

議長。

○中村議長 この正副議長では、多分、最後の決算の議会ということで、皆様に協力してもらった中で、おかげさまで、円滑な議事運営をさせてもらった。議運の正副委員長を初め、皆様方の配慮に心から感謝する次第である。

国政の方では、尖閣の問題等、いろいろと騒がれているが、そんな中で、決算の議会、それぞれの会派の皆様が、それぞれの立場で、しっかりと発言でき、いい協議ができたと思っている。私ども正副議長の立場では、１２月と３月の２定例会を残すのみというところまで来たが、今後も皆様方に指導してもらえよう願いますとともに、暑さ寒さも彼岸までということで、ちょうど気候が変わってきた。視察等もあるので、お体には十分御自愛いただいた中で、市民のための議員活動を今後もよろしく願います。

○沼倉委員長 これより日程に入る。

—————◇○◇—————

１２月定例会の招集予定について

○沼倉委員長 １２月定例会の仮案について、事務局から説明させる。
事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、１２月定例会の仮案について説明する。資料１をごらんいただきたい。

１２月定例会は、１１月１９日を初日として、１２月２０日が最終日で、会期３２日間を予定している。主な会議の日程について説明させると、１１月１９日、本会議初日である。２８日が代表質問・個人質疑で、２９日は、その予備日である。１２月３日の総務委員会から１２月７日の文教委員会まで、各常任委員会の開催である。１２月１７、１８、１９日の３日間が一般質問で、２０日が最終日である。備考には、代表質問・個

人質疑あるいは一般質問の通告期限を記している。12月定例会のための議会運営委員会は、11月13日午前9時30分をお願いしたいと思っている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

なければ、以上で本件について終わる。

—————◇○◇—————

その他

○沼倉委員長 その他の（1）行政視察についてを議題とする。

議会運営委員会の行政視察については、会議規則第94条の規定により、お手元の資料2、委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、そのように決した。

そのほか、何か発言があったらお願いします。

公明党。

○栄委員 今回の本会議の阿部議員の一般質問について、会派から少し話があったので、報告させてもらいたい。詳細は述べないが、今後はそういった影響のないようにしてもらいたいということで、よろしくお願いします。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 きちっと説明させてもらいたいと思う。今回の私の一般質問で、1問目は市長から、基本的な考え方、現状、確認すべき基礎となる話を伺って、それに対する細かい論点、それから、確認事項、さまざまな観点からたださせてもらって、3問目でまとめということで、市民の立場、議会の立場、さまざまな観点から、今後考えていかなければいけない部分を指摘したり、質疑でただしたり、議論を深めていこうということで、3問目は時間の関係等もあって、しり切れトンボのような部分もあって、わかりにくさとか、今までも課題になっている一般質問21分、1分の会派の持ち時間ということで、20分で行っているわけだが、その中で、ど

うしても時間がないときには、理事者側の答弁の中に、なるべく話を持っていってしまっていて、項目の羅列になるような質問もあったのではないかと、いう議論もさせてもらったことを覚えている。

以前の議論においては、例えば、通告書に項目が羅列されていて、それを聞いて、そこで終わってしまうとか、一体、何の質問だったんだとか、ただ聞けばいいのではないというような議論もあったと思っている。ただ、ルール違反をしたわけでも、項目の羅列ということでもなくて、質問としては成立して、いい議論ができたのではないかと考えているが、時間等もかなりかかっていたので、わかりやすい質問とか、議会運営の中で一般質問をどのように行っていくべきかということは、これからも議論していかなければいけないことだと思っているので、私どもの会派の中でも、そうした議論というのは、この件は特に多かったというところは報告させてもらって、これからも、よりよい議論のあり方、一般質問のあり方、議会運営のあり方を、皆さんと考えていきたいと思っているので、そういう意見があったということは、重く、大切に受けとめさせてもらいたいと思う。

ちょっと補足になってしまうが、3問目で私のほうから、12月定例会でも条例が出るので、また議論するということを言わせてもらったが、言葉が足りなくて、条例で出てくるので、議会として、また議論があると思うという趣旨で、必ずしも私が質問するということではないので、了解してもらいたい。

また、公明党から、今後、影響があっては困るという部分、私どもの会派では、こういう質問の仕方もあるということで、阿部議員はこのようにしたのではないかと、項目を羅列していいのかということだと思うが、決してそういうことではなくて、きちっと流れは踏まえて、また、その項目だけを行っていくことのわかりにくさというものもあると思うので、今回こうだったから、そのようにならないようにというのは、私も改めて考えているところである。わかりやすい質問、議会としての権能を最大限発揮できる質問、これからも少しずつ進歩できるように、会派としても取り組んでいきたいと思うので、貴重な意見をいただき、ありがとうございました。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 今回、初めて一般質問の通告の制度が変わって、私の個人

的感想としては、非常によかったと思っている。これを行ってみての議会事務局の感想とかがあれば聞きたい。

○沼倉委員長 まず1点目は、公明党から出た意見に対して阿部議員の説明があって、それで一つは済んだということで、第2点目、一般質問の通告の順番を決めたことに関して、事務局はどうとらえているかということですか。事務局、何か発言があるか。

議事課長。

○河本議事課長 今回、一般質問の通告方法を変えてもらって、その結果ということだが、数字的に簡単に言うと、8月31日に最初の通告があって、途中ぼつぼつということで、最終的には、締め切りの日、午後1時以降に10件の通告があった。以前、集中するのは、順番をとるということと、あと、半分は原稿がそれなりにでき上がってという、その二つだったと思う。今回は順番をとる必要がなくなったが、結果的には、締め切り間際に出る件数としては、6月定例会とそれほど変わらなかったと思う。

○沼倉委員長 通告が集中する時間帯に余り差はなかったが、事前に順番が決まっていたということで、事務作業としては少し改善されたかとらえていいのか。

議事課長。

○河本議事課長 以前は、出した順番に通告が決まるので、最後は別にしても、途中、ある程度、順序よく出ていたが、今回は、ほぼ中抜けで、締め切り最終日の午後1時以降、ある程度集中したという傾向があると思っている。（「総括だから、どうだったかという総括を」と呼ぶ者あり）いろいろ思うところはあるが、その辺は議員の皆様の考えなので、事務局の方では、なかなか言いにくい。

○沼倉委員長 事務局長。

○佐藤議会事務局長 今回、固定化させてもらった一つの大きなメリットは、どの会派の誰がということではなくて、どの会派が何番目にするということがある程度決まっていたことで、通告があって、同じ会派が重なってしまった場合の入りくりをしなければいけないといった事務作業が全くなくなったことは大きなメリットである。

それと、今、議事課長が言ったように、もう少し、ばらけて通告がある

かと期待していたが、今までとほとんど変わりがなく、やはり締め切り間際に通告が集中してしまうということは、以前の方法と変わらないという状況である。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 今、事務局長が話されたように、制限時間があるわけだから、制限時間まではいいが、項目等が決まったら、極力、自主的に、早目に出すように協力してもらおう方向で、会派で確認してもらえたらと思う。

○沼倉委員長 そのほかに何か意見はないか。

市民連合、今の案件で何かあるか。

○小林（正）委員 今の案件というより、最初の件、委員長の采配で、終わったと言われたが、公明党から新政クラブにそういう話があったが、聞いていて、何のことやらちんぷんかんぷんというか、よくわからない。ただ、わかったことは、要するに、阿部議員の一般質問項目が羅列的で、数が多かったということで、私自身の感想は、別にそれは意見としていいと思うが、ただ、何項目しようと、あるいは2問目で数多くしようと、少なくしようと、それは全く自由の領域に入るもので、それをこの場で言われるとすると、全体でそれを確認するかどうかという結論を出さなければいけなくなってくる問題にするのか、あるいは単にそういう感想を持ったということにすぎないレベルなのか、今後、議運としては、そういうことを避けようという意思をここで確認していく方向なのか、これは今後、誰しも起こり得ることで、ここだけの問題ではなくて、全議員の質問のあり方に関することである。確かに、私自身も何も違和感なく、当日の阿部議員の各項目、詳細にわたる質問を聞いていて、ずっとメモしていて、参考にはなって、むしろ、たくさんしてもらって、逆に、今後の12月定例会に向けての条例審査に有益だったと思った次第である。ただ、それはそれぞれ、その形態において、中身が問題なのか、あるいは形式的に問題なのかを含めて、ここでそこまで議論されるのか、そういう意見があったということにすぎないのか、そのレベルをきちっとしてもらえればありがたい。

○沼倉委員長 私は、公明党から会派の中でそういう意見があったということで報告されたと受けたが、今、市民連合から言われたように……。

市民連合。

○小林（正）委員　我々は、そういった話があったということを持ち帰る。例えば、１２月定例会で別の議員がそのように質問することを規制する方向に流れていくのか、あるいは、そういう意見もあると、意見として承っておくレベルでいいのかがわからなかった。大げさにするのではないが、せっかくそういった問題提起があったので、今後、個々の議員がどういう質問形態にするかというのは全く自由裁量だと確認してもらった方が、逆に私はありがたい。ただ、効果の点でよかったかどうか、それぞれ感想を持つのは自由の領域だと思う。

○沼倉委員長　公明党がどういう趣旨で発言されたのか、例えば、一般質問のあり方の問題として言っているのか、少し違った側面で言っているのかということで、あり方としてどうなのかということであるなら議論しなければいけないと思うが、どうか。

公明党。

○栄委員　先ほどと議論が変わっているので、市民連合の言われる趣旨であれば、きちんと明確に議運で決めていこうとするのかしないのかを先に決めてもらわないと、私も発言するのは、なかなか厳しいと思う。

○沼倉委員長　新政クラブ。

○阿部委員　私の質問の件が問題になっているということで、大変申しわけないと思うが、新政クラブとして答えさせてもらったのは、市民連合が言うように、議運として、一般質問のあり方について、この場で確認して、どのようにするものかというのを決めていこうという趣旨の議論ではなくて、あくまで、議会運営のあり方の中で、情報共有しておくべき一つの意見として、公明党の中ではこういう意見があったと、この場で指摘してもらったと受けとめた。新政クラブの中でも議論したところもあるので、そういう意味においては、形式的にとか、ルールを破ってという部分で問題等があるとか、たださなければいけないという決まりの部分ではないが、ただ、指摘があったように、わかりにくさがあったり、以前、議論があったところと同じではないかとか、この後の影響、新政クラブの議員がそういう質問をしたから、ほかの方が質問として項目の列挙をしていいのかという議論になるのは、やはり避けなければいけないということで、

意見としては持っているもので、述べさせてもらった。

また、指摘があったところで、大分前、項目の列挙をして、その後どうこうではない、その前もどうこうではない、ただ聞いて、たくさん答えてもらっているだけではないか、それが質問としてどうなのかと議論したことは確かにあるが、そういう趣旨ではしていなくて、きちっと1問目、2問目、3問目の流れを考えてしたところだが、結果的に、いろいろな受けとめ方をされたというところは、新政クラブとしても重く受けとめたいという感想を持っている。ただ、今回、公明党と私どもの話は、一般質問の仕方をこうしていこう、ああしていこうという決まりをつくる話ではなくて、よりよい議会のあり方とか、議会質問の中で意見を共有しようという部分で、誤解のないように意見をもらい、こちらも話をさせてもらったという認識で、こういうことをやめようとか、しようという話ではなかったと思っている。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 もちろん私も、事を荒立てて、これを議論しようとは最初から思っていない。逆に何のことだろうと思ったぐらいで、お互い意見として提起されたというだけで、議運としては、これをいいとか悪いとか、今後そうしようという方向のものではない。公明党から率直な意見があったということで承っておけばいいというレベルですね。

○沼倉委員長 今まさに市民連合が言ったとおり、公明党で、会派の中で出た話を意見として言った。それに対して新政クラブから、公明党に説明する発言があったということで、特にそれをあり方として、協議、議論するという話ではない。

その他、何か意見がないか。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブの委員より、文教委員会において、携帯電話が二度鳴ったという報告を受けている。議論や進行が妨げられることはあってはならないし、引き続き発生していることなので、新政クラブの中でも重く受けとめて、再び発生することがないように議論しているので、理解してもらい、議会運営の中で議論が深まっていくように、スムーズな議会運営が行われるよう、みんなで協力できるようにお願いさせてもらいた

いと思う。大変迷惑をかけて申しわけなかった。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○森委員 今回、一般質問の通告形態と、あわせて、各会派人数掛ける1分ということで、初めての時間割で行ったが、時間をふやしたにもかかわらず、複数の会派で時間オーバーがあったということで、議長には非常に迷惑と心配をかけてしまった。流れの中でうまく対応してもらったと思っているが、議会改革等に関する検討会から答申を受けて、議運で決め事をつくってふやした時間なので、極力、決め事を守ってもらえるようお願いできればと思っている。

○沼倉委員長 ほかに何か意見はあるか。――

事務局から何かあるか。

議事課長。

○河本議事課長 資料3ということで出しているが、実は9月5日の意見書を協議する議運の際に、自治法の改正の動きがあるということで資料をお示しして、9月5日当日、この法律が公布されたということで、その段階では詳細な情報が入っていなかった。今の段階でも細かいところはまだないが、実はきょう、総務省で、県と政令市に対しての説明会があり、そこで細かい説明があると思うが、概要ということで、その後また新たに加わったものも含めて届いているので、この前の説明とダブるが、簡単に説明させてもらえればと思う。

今話をしたように、これは8月29日の参議院の本会議で可決、成立して、9月5日に公布されたものである。簡単に言うと、(1)地方議会制度ということで幾つか改正があって、まず1つ目が地方議会の会期ということで、今回、施行日が二つ分かれていて、9月5日の公布日施行と、公布後6月以内の施行ということで、この場合は、地方議会の会期については公布日施行となっている。条例によって、定例会、臨時会の区別を設けなくて、通年の会期とすることができるとすることである。あと、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるとということで、できる規定の法律である。

それから、②の臨時会の招集権ということで、これも公布日施行となっている。議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長

が臨時会を招集することができることとするというものである。

③の議会運営については、1つが委員会に関する規定を簡素化して、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任する。今、自治法で決まっているものを条例に委任するということで、公布後6月以内の施行となっている。これについては、条例の改正が必要になってくるものである。

それから2つ目として、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。これもできる規定で、公布日施行になっている。

それから、④として、議会の調査権。これは議員修正により追加されたものということで、参議院の修正で加わったものだと思う。これは公布日施行となっている。議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。これは百条調査権に関係するものである。

⑤の政務活動費、これも議員修正によって追加されたもので、公布後6月以内の施行となっている。内容としては、政務調査費の名称を政務活動費に、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。あと、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとするというものである。

裏面だが、(2) 議会と長との関係で、再議制度ということで、これも公布日施行になっているが、一般再議の対象を条例、予算以外の議決事件にも拡大するというものである。

それから2つ目だが、専決処分、これについては公布日施行となっている。内容としては、本市でいうと、専決処分の対象から副市長の選任の同意を除外することになる。それで、条例、予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じて、議会に報告しなければならないこととするものである。

③については条例公布ということで、公布日施行となっている。長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除いて、当該条例の公布を行わなければならないというもので、今まで

述べたものが主に条例、会議規則の改正が必要になるものと思われ、（１）の地方議会制度、今言った議会と長との関係にかかわるもので、そのほかに、議会に関係あるものとして、（３）直接請求制度、これは公布後６月以内の施行ということで、議会の解散ないし議員の解職にかかわる請求に必要な署名数要件の緩和があったものである。

そのほか、（４）国等による違法確認訴訟制度の創設、これが公布後６月以内の施行。

それから、（５）一部事務組合・広域連合等の制度の見直しに関する事項ということで、これも公布後６月以内の施行ということになっている。

今るる申し上げたが、本市の条例ないし会議規則の改正にもかかわってくるものだが、最初に言った通年議会、それから、本会議の公聴会、参考人の招致については、今、議会改革等に関する検討会で検討しているので、そういった絡みもある。あと、政務活動費については、会計経理責任者会議で、今検討を進めている経過がある。今後、地方議会制度、それから議会と長との関係に絡み、条例、会議規則の改正について検討してもらうことになると思う。次回、１０月１９日に議会だよりのための議運があるので、できれば、その日以降、協議してもらえればと思っている。

あと、以前お願いしていた選挙管理委員会委員の候補者の報告だが、９月いっぱいということでお願いしている。まだいずれも出ていないので、できたら、今言った議会だよりのための議運で一覧表を出したいと思うので、１０月１２日の週までには、事務局の方に名簿を出してもらえればと思う。

確認のためにもう一度言うと、選挙管理委員会委員は新政クラブ２名、民主・新無所属の会１名、公明党が１名である。補充員に関しては、日本共産党、市民連合、みんなのクラブ、新政クラブ１名となっているので、よろしく願いしたい。

○沼倉委員長 今、事務局から説明があった。地方自治法の一部を改正する法律の概要については、議会改革等に関する検討会でも行っている。すぐできるもの、議運で決められるもの、あるいは検討会に１回おろして議論してもらうもの、そういったものを整理した中で、それを会派に持ち帰って、１０月１９日に方向性を出したいと思うが、いかがか。――

市民連合。

○小林（正）委員 この件だが、これは単に自治法が改正されたという一つの情報だから、どうしなければいけないとか、できる規定であって、当然、持ち帰るが、ここで何か議論するかどうかの結論を１９日に持ってきてくればいいという意味か。

○沼倉委員長 そうである。

それでいいか。――

では、そのように確認させてもらう。

以上で、その他を終わる。

次回の議会だよりのための議会運営委員会は、１０月１９日午前９時３０分から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後３時０６分 閉会